

商号	GMOペイメントゲートウェイ株式会社
種別	第一種貨物利用運送事業者（関自貨第1713号）
利用運送機関の種類	貨物自動車運送
利用運送約款	次頁に掲載
利用運送の区域又は区間	全国
業務の範囲	一般事業

PG 配送サービス利用規約

(適用関係)

- 第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、PG マルチペイメントサービスを利用する場合のオプション機能である PG 配送サービス（第2条第6号において定義され、以下「本サービス」という）に関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。
- 荷物の運送に係る PG、運送事業者の業務の詳細その他運送に係る詳細は運送約款に定めるとおりとする。運送約款、本規約、利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約、運送約款、利用規約第1章の順に適用される。
 - 本規約は、運送事業者と甲の間の権利義務の内容を定めるものではない。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- 荷物 取引の対象となる物品
- 売主 荷物を販売する者
- 買主 荷物を購入する者
- 代金等 代金及び送料等の付帯費用並びにこれらに対する消費税相当額
- 通信販売 荷物の販売を目的とした契約であって、インターネットを通じたデータ通信により申込の意思表示を受けて締結されるもの
- PG 配送サービス 運送約款に基づく PG による通信販売の荷物の配送に必要なデータ処理を目的としたサービスであって、次の内容を有するもの。その詳細は、本規約に定める他は、PG が別途定める規則等による
 - 当該配送に関連した売主側のデータ処理及びデータ通信
 - 甲から受託した荷物の配送に関するデータを PG から PG の指定する運送事業者へデータ通信により提供し、当該荷物の配送を当該運送事業者へ指示すること
 - 管理画面をインターネットを通じて甲の使用に供すること
 - 上記アからウまでのいずれかに関連し又は付随する事項
- 利用契約 本規約の内容によって成立する本サービスの利用を目的とする甲と PG との間の契約
- 運送事業者 国土交通省から認可を受けた船舶運航事業者・航空運送事業者・鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者であって、PG と運送契約を締結している者
- 運送約款 国土交通省所定の「標準貨物自動車利用運送約款（平成二年十一月二十六日運輸省告示第五百七十九号、最終改正令和六年八月三十日国土交通省告示第千二百二十五号）」（https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn3_000002.html）。なお、改正後は改正後の約款による。

(利用契約の成立)

- 第3条 甲が本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、本サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び本サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、本サービスが PG マルチペイメントサービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、本サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。
- 甲は、第1項によって選択した運送事業者が複数である場合、荷物の重量、寸法、配送先等に応じて、都度利用する運送事業者を当該選択した範囲において自由に選択することができる。甲が本サービスの利用申込時点で選択していない運送事業者を利用することを希望する場合は、別途 PG が定める方法によって当該運送事業者の利用申込を行わなければならない。当該申込を行った場合においても、前項の定めを準用する。

(運賃及び支払方法)

- 第4条 甲は、本サービスを利用したことにより PG が別途定める運賃及びこれに対する消費税等相当額（以下、両者を合わせて「運賃等」という）が発生した場合、これを負担する。
- 甲が PG マルチペイメントサービスを利用している場合、PG は、前項に基づいて甲が負担すべき運賃等を、PG マルチペイメントサービスの利用に関する契約に基づいて PG から甲に支払うべき金額から控除することにより対当額で相殺することができるものとする。
 - 前項の定めにかかわらず、PG から振込による支払を求められた場合、甲は、PG が別途指定する銀行口座へ振り込む方法によって第1項の支払を行うものとし、かかる振込の手数料は甲が負担する。

(甲の遵守事項等に関する特別)

第5条 甲は、通信販売の対象となる荷物の広告をする場合は、次の各号の事項を理解しやすく且つ判読しやすい態様によって表示する。

- (1) 通信販売に係る契約の当事者又は荷物の売主は、甲自身であること
 - (2) 甲の登記上の商号及び本店所在地
 - (3) 甲の連絡先の電話番号及び電子メールアドレス
 - (4) 甲の代表者の氏名及び通信販売に関する責任者の氏名
 - (5) 通信販売に関する問い合わせ等の受付窓口の連絡先住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、対応時間帯等
 - (6) 荷物の代金額、並びに消費税等相当額の負担を要するか否か及び要する場合には表示されている代金額に消費税等相当額を含むか否か
 - (7) 荷物の送料等の諸費用の金額、その負担者、及び荷物の代金として表示されている額に当該諸費用が含まれているか否か
 - (8) 荷物の代金及び送料等の諸費用並びに消費税等相当額の支払方法及び支払時期
 - (9) 荷物の引渡、提供又は移転の方法及び時期
 - (10) 荷物の返品又は通信販売に係る契約の中途解約の可否及びこれを可とする場合の方法等
 - (11) 通信販売に係る契約が成立に至る仕組み及び手順（申込の有効期限があるときは、その期限）、並びに当該契約の成立時期
 - (12) 荷物に不具合がある場合の売主の責任についての特約をする場合には、その内容
 - (13) 甲が相手方の請求に基づかないで且つその承諾を得ないで電子メールにより広告をする場合は、その旨
 - (14) 甲が電子メールによって広告をする場合には、相手方が広告のための電子メールの送信を受けることを希望しない旨の意思を甲に表示するための連絡方法
 - (15) 暗号化措置を講じても通信販売に関連して送受信する情報を完全には秘匿できないこと
2. 甲は、通信販売の対象とする荷物の広告をする場合は、次の各号の事項について、事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも優良であり若しくは有利であると買主を誤信させるおそれのある表示をしてはならない。
- (1) 荷物の種類、性能、品質、効能、効果又は内容
 - (2) 荷物の返品又は通信販売に係る契約の中途解約の可否及びこれを可とする場合の方法等
 - (3) 荷物、甲又は甲が営む事業についての国、地方公共団体、通信販売協会その他著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与
 - (4) 荷物の原産地若しくは製造地又は製造者名
 - (5) 第1項各号に定める事項
3. 運送約款の定め反する荷物については本サービスの適用対象外とする。甲は、通信販売又は本サービスによって公序良俗に違反し又は犯罪に当たる行為を行ってはならない。
4. 甲が通信販売をすること、特定の荷物を販売すること又は特定の荷物を通信販売の対象とすることに関連して法令上の許認可等を要する場合には、甲は、自己の責任と費用によって当該許認可等を取得し、本サービスを利用する期間中、それを維持するものとし、当該許認可等を取得したことを証する資料をPGに提出する。

（第三者への委託に関する特則）

第6条 利用規約の定めにかかわらず、甲は、事前にPGから書面による同意を得た場合を除き、利用契約上の自己の業務の全部又は一部を委託、請負その他名目の如何を問わず第三者に行わせてはならない。

（本利用契約の変更に関する変更）

第7条 利用規約第2条第3項の定めのほか、以下に該当するときには、本利用契約の内容の変更につき、PGは、変更後の本利用契約について甲の合意があったものとみなし、個別の合意をすることなく本利用契約の内容を変更することができる。この場合、PGは、当該変更内容を事前に甲に通知する。但し、当該通知に別段の定めがある場合は、当該通知の定めによる。

- (1) 運送約款の変更、運送事業者の定める運賃の変更その他本利用契約の変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

（免責に関する特則）

第8条 甲は、甲と買主との間の通信販売に関連する一切の問い合わせ等については、その発生を直ちにPGに通知すると共に、甲の責任と費用負担において速やかに対処して解決するものとし、当該問い合わせ等によってPGが損失、損害等を受けた場合には、当該問い合わせ等がPGの責めに帰すべき事由に基づく利用契約の不履行に起因する場合を除き、甲がその損失、損害等の一切を補償するものとする。かかる問い合わせ等には次の各号の紛争が含まれるが、これらに限られない。

- (1) 契約の成否、成りすまし等の契約の効果帰属の否認
- (2) 錯誤、詐欺、消費者契約法違反等による契約の全部若しくは一部の無効若しくは取消
- (3) 荷物の引渡、提供若しくは移転の遅延若しくは未了
- (4) 荷物の品違い、数量相違、不具合若しくは交換
- (5) 荷物の欠陥、自然の消耗
- (6) 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- (7) 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

- (8) 代金等の不払い若しくは返還
- (9) 契約の中途解約若しくは解除（荷物の返品を含む）
- (10) 損害賠償又は荷物の保守
- (11) 不可抗力による火災
- (12) 予見できない異常な交通障害、業務上の支障
- (13) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- (14) 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押又は第三者への引渡し
- (15) 甲が記載すべき外装表示の事項の記載過誤その他甲若しくは荷受人の故意又は過失

（損害賠償に関する特則）

第9条 甲及びPGは、各自、利用契約に別段の定めがある場合を除き、自己の責めに帰すべき利用契約の違反によって相手方に損害を生じさせた場合には、当該相手方に対し、当該損害のうち現実且つ直接に生じた通常の損害についてのみ賠償する責任を負う。

2. 債務不履行、不法行為その他法律構成又は名目の如何にかかわらず、PGの甲に対する賠償額は、当該賠償の原因事実の発生の直前3か月間にPGが甲から利用契約に基づいて受領した運賃の合計額を上限とする。

（事後効）

第10条 利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第4条、第6条、第7条、第8条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けない。

《運送事業者が日本郵便株式会社である場合の特則》

（適用範囲）

第11条 本特則の規定は、甲が運送事業者として日本郵便株式会社を指定した場合の本サービスに適用する。本特則と本規約又は運送約款の定めが矛盾抵触する場合には、本特則、本規約、運送約款の順番で定め効力が優先するものとする。

（引受拒絶）

第12条 PGは、運送約款に定める他、別紙に記載する事項のいずれか一つに該当する荷物は本サービスの適用対象外とすることができる。

（運賃の改定）

第13条 甲は、PG所定の期間中に甲が配送する荷物の個数に応じて、運賃等が改定となる場合があることを予め承し、運賃等改定に応じるものとする。

（損害賠償に関する特則）

第14条 本規約の規定にかかわらず、PGの故意又は重大な過失による場合を除き、運送業務の遂行中に、PGの責めに帰すべき事由により生じた荷物の滅失、毀損、遅延等の事故によるPGの責任は、一送り状につきその責任限度額を30万円とし、荷物の発送地価格とする。

（事後効）

第15条 利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第14条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けない。

以上

【別紙】

・引受拒絶の事項（運送事業者が日本郵便株式会社である場合の特則 第12条関係）

区分	内容
個人情報を含む荷物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報が記録された書類、フロッピーディスク、CD、DVD、フィルム及び USB 類 ・ 個人情報をデータとして記録しているパソコンや電子機器類
現金、小切手類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金、小切手、トラベラーズチェック ・ 株券、債券、印紙などの有価証券 ・ 公社債券、約束手形、印紙、郵便切手、キャッシュカードなど
白金、金塊などの貴金属類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金、銀及び白金など及びこれらを使用した製品（ネックレス、装飾品及び指輪など） ・ ダイヤモンド及びルビー等の宝石類並びにこれらを使用した製品（ネックレス、装飾品及び指輪など）
美術品、骨董品など	書画、絵画、彫刻、工芸品、つぼ、掛軸及び仏像など
動物類	犬、猫及び小鳥など（剥製などの死んだ動物を含む）
爆発、発火など運送上危険を生ずる恐れのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火薬類、高圧ガス、腐食性液体、引火性液体、可燃性固体、参加性物質及び磁性物質など ・ 毒物、劇物、病原菌、麻薬及び銃砲刀剣類など
運送状、他の荷物の輸送の安全を損なう恐れのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の荷物を傷つける恐れのあるもの ・ 他の荷物に臭い、シミなどをつける恐れがあるもの ・ 他の荷物が紛れ込むなど、すきまのある荷姿のもの
輸送日数範囲内で腐敗変質する恐れのある生鮮食品類	活魚、生魚、貝及び生肉など
再生不能又は再発行困難なもの	原稿、原図、調査票、テープ、フロッピーディスク、遺骨、親の形見、免許証、車検証、パスポート及び実印など
信書	手紙、願書及び申請書など
宅配便の規格を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷物の3辺の和（縦、横、高さの合計）が170センチメートルを超えるもの ・ 重量が30キログラムを超えるもの（品物を梱包したときの全重量） ・ 荷物1個の価格が30万円（消費税含む）を超えるもの
荷造りが不備なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数個口を1個としてくくっているもの（ただし、同一計上の2つの箱を結束用の機械を用いて結束してあるものを除く） ・ 荷造りがされていないもの（タイヤ及び自動車部品など） ・ ダンボールケースで梱包された以外の米などの穀物（麻袋や紙袋入りの米及び穀物） ・ 木枠やプラスチック函に詰められた酒、焼酎及びビールなどのビン類 ・ こわれもの（ガラス及びビン類など）が入った袋物及びバッグ類